

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 大阪府・兵庫県の産業別最低賃金

## ～ 産業別最低賃金の改定状況 ～

産業別	大阪府		兵庫県	
	時間額(円)	発行年月日	時間額(円)	発行年月日
繊維工業	—	—	759(756)	*H23.12.1
靴下製造業	—	—	751(751)	*H23.12.1
塗料製造業	855(850)	H23.10.31	872(869)	*H23.12.1
鉄鋼業	850(846)	H23.11.3	852(849)	*H23.12.1
はん用機械器具製造業、生産用 機械器具製造業、業務用機械 器具製造業	836(832)	H23.10.31	835(830)	*H23.12.1
暖房装置・配管工事用付属品、 金属線製品製造業、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	836(832)	H23.10.31	—	—
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械、 器具製造業	815(811)	H23.10.31	799(794)	*H23.12.1
輸送用機械器具製造業	—	—	872(869)	*H23.12.1
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	—	—	800(796)	*H23.12.1
各種商品小売業	—	—	771(766)	*H23.12.1
自動車小売業	822(818)	*H23.11.30	815(811)	*H23.12.1
自動車・同付属品製造業	833(829)	*H23.11.30	—	—
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	810(803)	*H23.11.30	—	—

★表中の( )内は改定前の金額、\*印の欄については、公示前のH23.10.26現在での予定ですので、変更されることがあります。

★産業別最低賃金が決定されていない業種や職種は、地域別最低賃金の対象となります。  
大阪府最低賃金は786円、兵庫県最低賃金は739円です。